

**神戸市ペットボトルリサイクル〈ボトル to ボトル〉事業
(ペットボトルベール品売却) 仕様書**

1 件 名

神戸市ペットボトルリサイクル〈ボトル to ボトル〉事業 (ペットボトルベール品売却)

2 事業内容

事業者による事業計画(様式7)記載内容に基づき、下記内容を実施する。

- ・本市から買い受けたペットボトルベール品を国内においてペットボトル再生品にリサイクルする。
- ・運搬、リサイクル処理、製造販売、残渣・異物処理のルートを構築する。
- ・関連法令及び「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」等に基づき、適切な品質管理を行う。
- ・熱や電気等のエネルギー使用を抑え、石油由来のペットボトルに比べ再生ペットボトル生産の過程で排出される温室効果ガス排出量を削減する。
- ・事業期間中および終了時にリサイクルの状況等の報告を行う。

2 売却物品について

(1)売却物品

神戸市資源リサイクルセンター(以下、「資源リサイクルセンター」という。)で選別、減容、圧縮、梱包されたペットボトルベール品

(2)ペットボトルベール品寸法等

ア 寸法:幅1,000mm×長さ1,000mm×高さ1,000mm

イ 重量:1個当たり約200kg

※目安であり保証値ではない。

ウ 結束材:PPバンド

エ ベール品質:容器包装リサイクル協会品質調査(直近3か年)

2023年度から2025年度 いずれも総合判定ランクB

(3)引渡場所

神戸市西区見津が丘1丁目9(神戸複合産業団地内)

資源リサイクルセンター内指定場所(1階ストックヤード)

(4)事業期間(売却期間)、売却量

ア 事業期間(売却期間)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

ただし、当事業の実施状況を踏まえ、「まわり続けるリサイクル」の実現(神戸市ペットボトルリサイクル〈ボトルtoボトル〉)が適切に行われ、神戸市および事業者の双方の合意がある場

合は（おおよそ9月末を目途に判断）、最長2028年度末まで単年度ごとに事業期間の延長ができることとする。

イ 売却予定量※

a. 2026年度

- ・ 上期（2026年4～9月） 2,300トン
 - ・ 下期（2026年10月～2027年3月）1,800トン
- （2026年度売却総予定量：4,100トン）

b. 2027年度、2028年度の売却予定量

- ・ 2027年度：上期（4～9月）2,300トン、下期（10月～2028年3月）1,800トン
 - ・ 2028年度：上期（4～9月）2,300トン、下期（10月～2029年3月）1,800トン
- （2027年度、2028年度売却総予定量：各年度4,100トン）

※ 予定量は、実績に基づく推計値であり、売却量を約束するものではない。

(5) 売却量の決定方法

引渡しのつど、資源リサイクルセンターに設置されている計量器（最大秤量30t、最小目盛10kg、積載板幅3m×長さ8m）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両1台に係る売却量を決定する。

(6) 引渡方法および積込方法

ア 引渡方法は、置場渡しとする。

イ 運搬車両は、事業者が調達するものとし、積込作業は、資源リサイクルセンター管理運営受託者（以下「管理運営受託者」という。）の立会いのもと、事業者が行うものとする。

ウ 資源物積込みの際は、資源リサイクルセンターが準備した専用の積込車両（フォークリフト）を使用して行うこと。

エ 事業者は、引取りのつど運搬車両ごとの積込数量について管理運営受託者の確認を受けることとする。

オ 運搬車両は、ペットボトルバール品が積載可能で、上記. ウの積込車両で容易に積込み作業ができる車両とし、上記2⑤で示した計量器で計量可能な車両に限るものとし、必ず事前に神戸市に登録申請を行い、承認を受けた車両を使用すること。

カ 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守すること。

キ 設備の故障や大規模改修、天変地異、火災、感染症・疫病などのやむを得ぬ事情が発生した場合、ペットボトルバール品の引渡について双方で協議するものとする。

(7) 引取日時

ア 引取日時は、原則として毎週月曜日及び木曜日（祝日を含む）の午前9時から午後3時までとするが、他曜日についても引取りの要請を行った場合は、その指示に従うこと。また、土曜日についても、管理運営受託者と調整の上、引取りを行う場合がある。

イ 事業者は、資源リサイクルセンターの運営に支障をきたさないよう、原則として引取日には必

ず引取りを行うこと。ただし、詳細については、管理運営受託者と調整するとともに、神戸市から引取りの要請を行った場合は、その指示に従うこと。

(8) 残渣処理

ア 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、事業者の責任において適正に処理すること。

イ 処理に係る費用は、事業者の負担とする。

3 契約方法

(1) 契約方法

物品売買契約（単価契約）

(2) 売却金額

①売却の条件

契約期間と同時期の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）における神戸市ペットボトル落札単価を上回る金額（同額は、含まない。かつ、神戸市ペットボトル落札単価が逆有償の場合は、0.1円以上の金額とする。）により売却する。

②売却金額

各半期ごとに、指定法人の神戸市ペットボトル落札単価に、事業者の提案金額（1トンあたり、消費税および地方消費税込み、百円未満の端数切り捨て。）を加算した金額を売却単価とし、重量に単価を乗じた金額（1円未満切り捨て）を売却金額とする。

(3) 契約期間

2026年度上期（2026年4月1日から2026年9月30日）

および2026年度下期（2026年10月1日から2027年3月31日）

ただし、上記「2(4)ア 事業期間（売却期間）」ただし書きのとおり、事業期間が延長される場合、2027年度から最長2028年度末まで、契約更新（上期および下期の年2回契約）ができるものとする。

契約更新時、公募時の提示加算金額および契約期間と同時期の指定法人の神戸市ペットボトル落札単価に基づき、ペットボトルべール品の売却単価を決定し、神戸市および事業者の双方に疑義がない場合、売却単価以外の条項は原則変更しないこととする。

※契約は、予算成立後締結する予定であり、予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

(4) 払込み

①払込みは3か月ごとの前払とし、3か月ごとの予定重量に単価を乗じた金額（1円未満切り捨て）

を、神戸市が指定する期日（初回取引日を目安とする。）までに、本市が発行する「納入通知書兼領収証書」により納付し、金融機関の領収日付印の押印を受けた「納入通知書兼領収証書」を神戸市担当課あて電子メールにて送付する。

- ②精算は、3 か月ごとに行うものとし、引取精算書により決定した3 か月ごとの引取重量に単価を乗じた金額（1 円未満切捨て）により上記①で前払納付した金額との差額を精算する。
- ③事業者は、市場価格の変動または売却物品の品質等を理由に引取りを拒否し、または契約単価および買受金額を減額することはできない。
- ④買受金額については、消費税及び地方消費税（10%。税率変更後は変更後の税率による）を含む金額とする。

(5) 契約保証金

免除とする。

4 神戸市ペットボトルリサイクル<ボトルtoボトル>事業に関する報告書類及び報告期限

事業開始後は、次に掲げる報告書類を電子データでEメールにて、それぞれ指定する期日を目処に神戸市担当課に提出すること。

- ・（報告様式1）業務責任者選任届・・・契約開始日の前日
- ・（報告様式2）運搬車両登録申請書及び自動車検査証の写し・・・契約開始日の2週間前
- ・（報告様式3）引取月報及び計量票の写し・・・各月ごとに翌月5日
- ・（報告様式4）引取精算書・・・3 か月ごとに翌月5日
- ・（報告様式5）再生品（ペットボトル樹脂）製造量及び販売実績報告書・・・各月ごとに翌月5日
- ・（報告様式6）異物・残渣処理報告書・・・各月ごとに翌月5日

なお、引取業務については、資源リサイクルセンター管理運営受託者と調整の上、遅滞なく行うこと。

5 その他留意事項

本契約の履行に際し、事業者の責任に基づく行為により、神戸市及び神戸市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、事業者が責任を負い損害を賠償するものとする。

6 担当課

神戸市環境局資源循環課（Email：3r@city.kobe.lg.jp、電話078-595-6091）

業務責任者選任届

年 月 日

神戸市長宛

(事業者)

住 所

名 称

以下の契約について、次のとおり業務責任者を選任したので届け出ます。

契約件名	神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)
(ふりがな) 業務責任者氏名	
電話番号	() —
携帯電話	() —
F A X 番号	() —
E - m a i l	

※ 売却代金の支払業務等事務手続を御担当される方がいらっしゃる場合、次に記入してください。

(ふりがな) 事務担当氏名	
電話番号	() —
F A X 番号	() —
E - m a i l	

運搬車両登録申請書

年 月 日

神戸市長あて

(事業者)

住 所

名 称

以下の契約について、次のとおり運搬車両の登録を申請します。

契約件名	神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)				
登録申請車両 (計 台)					
No.	車両番号	車両の形状	車両重量	最大積載量	車検満了日
1			kg	kg	年 月 日
2			kg	kg	年 月 日
3			kg	kg	年 月 日
4			kg	kg	年 月 日
5			kg	kg	年 月 日
6			kg	kg	年 月 日
7			kg	kg	年 月 日
8			kg	kg	年 月 日
9			kg	kg	年 月 日
10			kg	kg	年 月 日

※ 自動車検査証の写しを添付してください。

引取月報 (月分)

年 月 日

神戸市長あて

(事業者)

契約件名	神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)			
引取日 (曜日)	車数	引取個数	引取重量	備考
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
月 日 ()	車	個	kg	
計		個	kg	

※ 計量票(資源リサイクルセンターの計量器で交付したもの)の写しを添付してください。

(報告様式 4)

引取精算書（第 四半期・令和 年 月～ 月分）

年 月 日

神戸市長あて

(事業者)

住所

名称

以下の契約について、次のとおり引取りを行いましたので報告します。

契約件名		神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル> 事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)		
〇 月 ～ 〇 月 分	引取個数	個		
	買受予定金額	予定重量 kg	単価 (税込) 円/kg	買受金額① 円
	買受振込金額	引取重量 kg	単価 (税込) 円/kg	振込金額② 円
	精算金額	円		

※ 振込金額の還付が必要な場合（精算金額がマイナスの場合）は、下欄に御記入ください。

法人番号

[illegible]

再生品（ペットボトル樹脂）製造量及び販売実績報告書

（ 月分）

年 月 日

神戸市長あて

（事業者）

住 所

名 称

以下の契約において製造した再生品（ペットボトル樹脂）の数量及び販売実績を次のとおり報告します。

契約件名	神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル> 事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)
------	--

			重量
原料	引取量		kg
	投入量		kg
	在庫量	前月末在庫量	kg
		当月末在庫量	kg
製品	製造量（製造完了証明書）		kg
	販売量		kg
	在庫量	前月末在庫量	kg
		当月末在庫量	kg
製造収率			

異物・残渣処理報告書 (月分)

年 月 日

神戸市長あて

(事業者)

住 所

名 称

以下の契約において発生した異物・残渣の処理を適正に行いましたので、次のとおり報告します。

契約件名	神戸市ペットボトルリサイクル<ボトル to ボトル>事業 (ペットボトルバール品売却) (〇〇年度分)
------	---

ペットボトルバール品引取量 kg

	発生量	排出量	処理施設名 (所在地)	搬入日	保管量
可燃残渣	kg	kg			kg
不燃残渣	kg	kg			kg
その他	kg	kg			kg
計	kg	kg			kg

※ 搬出先での計量票の写しも併せて添付してください。